

○指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等について(通達甲)

令和7年7月25日

免許発第181号

部長及び参事官

所属長

10年保存(口訓)

指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等については、「指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等について(通達甲)」(平成28年1月18日免許発第20号。以下「旧通達甲」という。)に基づき運用してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き下記のとおり定め、令和7年7月25日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

記

第1 審査等の方針

取消処分者講習又は若年運転者講習(以下「講習」という。)を行う指定講習機関(以下「指定講習機関」という。)については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項第1号又は第3号の規定により、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第5条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員(以下「指導員」という。)が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号において、「都道府県公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者」又は「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習を終了した者」であることが指導員の要件として定められている。

指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習(自動車安全運転センターにおける新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修)を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う審査については、次の要領により実施することとする。

第2 審査要領

1 審査対象

運転適性指導の内容の専門性に鑑み、審査は原則として、次のいずれかに該当する者を対象として行うものとする。

- (1) 警察庁交通局長が別に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算3

年以上であり、かつ当該期間の末日から5年を経過していない者に限る。)

- (2) 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が通算5年以上であり、かつ当該期間の末日から5年を経過していない者に限る。)で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者
- (3) 運転適性指導について、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

2 審査方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

(1) 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、1(1)又は(2)の講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

(2) 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、四輪車及び二輪車の実車による検査、運転シミュレーターの操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

(3) 面接審査

面接により、人格及び識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

3 合格の判定

2の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認めた者を合格とする。

4 合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、別記第1号様式の運転適性指導員審査合格証書を交付するとともに、別記第2号様式の運転適性指導員合格者名簿に合格者の氏名等を記載しておくものとする。

第3 審査実施上の留意事項等

1 計画的な審査

審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。

2 審査の申請

審査の申請は、原則として指定講習機関の管理者又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、別記第3号様式の運転適性指導員審査申請書

により行うよう指導すること。

3 合格者に対する教養

審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養、実務実習等を行うこと。

(別記様式省略)